

著作権、著作物利用についてもっと知ろう

著作権制度と著作物利用

新聞や書籍、雑誌などの印刷物や実演、CD、放送などによる音楽、芸術などの著作物「文化的所産」については、著作権法により権利の保護と公正な利用が守られています。

他人の著作物を利用する場合は、無許可でその著作物を利用することが禁止され、利用には原則許諾を得ることが必要とされます。

しかし、著作権法では、一定の「例外的」な場合に著作権等を制限して、著作権者等に許諾を得ることなく利用できることを定めています。

その例外のひとつとして、著作権法第35条により、学校その他の教育機関において一定条件を満たせば著作物

をコピーするなら無許諾、無償、インターネットにアップするなら無許諾、有償で利用することができます。

後者については、教育の場における著作物の円滑な利用と著作権者の利益を保護するべく制定された「授業目的公衆送信補償金制度」と呼んで

います。

なお、著作権の制限については下記の文化庁の著作権テキスト「著作権者の権利の制限」をご参照ください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>



授業目的公衆送信補償金制度を管理しているのが

「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会【SARTRAS】」です。

著作権を
持っている
(権利者である)
とは？

誰に、いくらで、どういう条件で利用させるかを
決めることができる

他人が無許可で著作物を利用 (コピー／上映／
ネット配信…など) することを禁止できる



他人の著作物をコピーしたり、ネット配信したりするなどの利用をするには、原則、著作物毎に許可(許諾)を得ることが必要

著作権を持っている人(権利者)の権利が制限される＝
権利者が「ダメ」と言えない場合がある



著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)などにより、
一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

著作権と著作物の利用については、下記のサイトで紹介しています

「SARTRAS」とは

<https://sartras.or.jp/>



学校教育と著作権 <https://sartras.or.jp/educationcopyright/>



教育のDXを加速する著作権制度
～授業目的公衆送信補償金制度について～ 2025年更新版

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_202505.pdf

これからも、著作権に対する
理解を深め、著作物を正しく
ご利用ください

